

＜合評会記録＞

高村学人著『アソシアションへの自由－〈共和国〉の論理』
(勁草書房、2007年)

評者 井上 武史・中倉 智徳・荻谷 千尋
リプライ 高村 学人

司会（藤井禎介） 定刻となりましたので、政策科学研究会を始めたいと思います。今日は高村先生の『アソシアションへの自由』という勁草書房から出た本ですが、合評会ということで、京都大学法学部から井上さんと、本学の先端学術研究科の博士課程の中倉さん、及び政策科学研究科の荻谷さん、3名の方に高村先生の著書の書評をお願いすることになっています。それではまず著書の高村先生から、簡単にご紹介を。

高村学人 今日は私の拙き著書の合評会にお集まりいただき、どうもありがとうございます。またとりわけ評者を引き受けてくださったお三方、ありがとうございます。

この本は、2007年2月に出版した本なのですが、私が大学院の修士課程時代からずっと探求していたテーマです。フランスという国は、近代を出発させた時、すなわちフランス革命を開始した時、あらゆる中間団体を禁止し、国家と個人だけが存在するという原理的な社会像というものを描いて近代を出発させました。そのような二極構造的な社会像のあり方に対抗しながら新しい社会像を提示しようというのが、フランスにおいて社会学という学問を生み出した原動力でした。

よって、「社会学とは何か?」、「社会とはなんぞや?」、そういうことを根本的に考えてみたいという問題関心から、フランスにおいて中間団体を禁止した論理は何だったのか?、禁止したけれど、実態としての中間団体は、どのような存在であったのか?、どのような法的扱いを実際は19世紀の間なされてきたのか、そういった問題を本書で探究してみました。

本書では、中間団体の存在を認めようと主張した社会学というのはどんなものであり、それが中間団体の承認にとって、どのような役割を果たし、そしてそれが法学説にどのように影響を与え、裁判官や立法者にどのような影響を与えたのかという知の伝播過程も探究しています。

中間団体の禁止を解き、市民のアソシアションである結社を承認した法は、20世紀の頭である1901年に成立します。その法が成立してくるまでの知的格闘が本書で分析しています。また、どのような結社がどのような取り締まりを受けてきたのかということをも具体的に明らかにするためするために、サンティエヌ市、アジャン市の地方文書館でアルシーブの解読も最初の留学で網羅的に行いました。

本書の中間団体への見方や歴史の見方が、これまでの法学や歴史学における認識とどう違うのか、といった点は、私と同じテーマ・問題群を憲法学の立場から研究されている井上武史先生から説明があるのではないかと思います。また本書の見方のおかしな点も指摘していただけたと思います。

井上先生は、フランスにおける「結社の自由」がどのような法構造になっているか。そして、それを支えている法人学説というものがどのようなものなのかということについて、最近、精力的に研究を發表されています。

まずは、井上先生に法学の立場から見た場合、これまでの見方と本書で展開した見方がどのように違うのか、井上先生の歴史の見方、議論の見方とどのように違うのか、という問題提起を最初に行っていただきます。

それから次に、コメンテーターとしてお願いしているのは、本学の先端総合学術研究科の博士課程の中倉智徳さんです。

中倉さんは、ガブリエル・タルドという社会学者の研究をされている方です。私にとってもタルドというのは無視できない存在です。タルドは犯罪学者であると同時に社会学者であり、その当時の司法政策とか犯罪政策に強い影響を与えた人物でした。

19世紀に「結社の自由」がなかなか認められなかった理由として、結社が群衆現象の引き金になって暴動を

起こすのではないかと、というものがありました。その当時、群衆現象は、悪い魂の感染によって起こるという風に考えられており、その感染源が結社のネットワークだと考えられていました。しかし、タルドは、群衆が発生するのは、感染という非合理的で非主体的な現象ではなく、暴動が起こるのは社会に不満があるからで、暴動を起こす側も他の群衆現象の広がりやを主体的に解釈しながら、「模倣」するのだと説明しました。すなわち、暴動は、合理的な作為の所産であるから、そういった事実に対して現実的に対処すべきということを刑事政策の観点からタルドは主張しました。

またタルドは、『法の変遷』という本を書き、フランスの法社会学の生成史においても重要な人物です。本書も社会学と法学の接点というものをできるだけ模索しようと思ったわけですが、そういったことを一番先駆的にやっていたのがガブリエル・タルドです。なので、タルドを研究され、広くフランスの社会学史について造詣の深い中倉さんに社会学の立場から二番目にコメントをお願いしています。

それから最後は、皆さんご存知だと思いますが、本研究科の荻谷さんです。荻谷さんは、イギリスのパークの研究をやっています。パークというのは、『フランス革命の省察』という本を書き、そもそも貴族の特権とか、中間団体の自立みたいなのを廃止してしまったフランス革命のあり方に最も早くに批判的な見方を提示した人物です。私も自分のフランス革命史観、歴史観を形成していくに当たって、パークの見方、英仏の市民社会の比較というものに大変な示唆を受けました。よって、本書の射程を広げていく意味で、思想史あるいは市民社会論の立場から荻谷さんにコメントをいただくということで、今回はお三方にお願いしました。

司会 高村先生、ありがとうございます。それでは早速、まずは京都大学の井上先生。

井上武史 本日は、お招きいただきありがとうございます。私は、専攻が近いということで高村先生からご著書を送っていただきまして、すぐに拝読させていただきました。読了した時の率直な感想として、私は、羨望の念を抱くとともに、絶望の淵に沈みました。というのも、このようなすばらしい研究をされている高村先生の能力がとても羨ましいと思うとともに、同じテーマを専攻している者としては、ここまでやられたら、もう私がやることはないのではないかという絶望感を抱いたからです。

それほどすばらしいご著書ですので、私が軽々しく批判できるわけありません。そうではなくて、むしろ、高村先生の見方に対して、法学ではどういう言説がこの分野に関して見られるのか、とくに私は憲法を専攻しているので、憲法学ではどういうことが言われているのかを突き合わせてみる、というスタイルをとりたと思っています。早速ですが、私のコメントは、以下の4点にわたります。

まず、第一の論点は、中間団体解体の論理に関するものです。冒頭での先生のご説明にもありましたように、フランス革命期では、ル・シャプリエ法を代表とする一連の反結社法によって、中間団体は徹底的に破壊されましたが、それは一体、どういう理念にもとづいて行われたのかという問題です。本書でいうと、第1部第1章と第2部第1章とにかかわります。この点につき高村先生は、「個人の解放」と「公共性の国家による独占」という2つの理念を挙げられていて、両者は並列的に捉えられているように思います（本書69頁）。もちろん、この2つは、最終的には同じことを両面から捉えたものであるとすることもできるかもしれませんが、理由づけとしては一応区別できるのではないかと。そうすると、この2つの理念はどのような関係に立つのか、さらに言えば、大革命期の統治者においては、両者の中のどちらに関心があり、ウェイトが置かれていたのかということが問題になります。これが第一の問題提起です。どうしてこの論点が重要なのかというと、私の見るところ、法学の世界では、とりわけ憲法学と民法学とでは、この2つの理念の中のどちらを強調するかによって、中間団体解体論あるいは近代国家論について、異なるストーリーが描かれていると思うからです。

まず、憲法学の認識についてですが、ここでは比較憲法学の泰斗である樋口陽一先生の考え方を紹介します。樋口先生は体系書において、「徹底的な中間団体解体の路線をかかげたフランス革命にとっては、結社の自由ではなくて、結社からの個人の解放こそが課題であった」（樋口陽一『憲法』〔第3版、創文社、2007年、154-155頁〕、傍点原文）と述べています。ここにいう「結社」とは、「中間団体」のことです。つまり、中間団体を解体したのは、個人を解放するためであり、これによって、人権が成立したのだというストーリーを組み立てるわけです。そして、一方で人権をもつ個人と、他方で主権をもつ国家との二極構造が成立し、これが近代国家のモデ

ルだと説明されることとなります。このように、憲法学において中間団体論は、人権論の文脈で論じられ、そこからの「個人の解放」の側面が重視されているということができるとは思いません。

これに対して、民法学では、異なる受けとめ方がなされています。つまり、民法学は中間団体の論理を、むしろ公共性の国家独占という文脈で捉えているように思います。民法学において、この問題は法人論の場面で出てきます。2006年の公益法人制度改革以前は、民法の定める唯一の法人である公益法人は、国の許可を得なければ設立できなかったため、法人の設立が厳しく制限されていました。この点について、民法学の大家である星野英一先生は、「わが民法のように公益法人の設立につき許可主義をとっている理由は、既に旧民法起草の頃から、公益を考える（「計画スル」とある）のは国家であるという思想が強かったようにみえます」と述べ、こうした考え方を「公益国家独占主義」と名付けておられます（星野英一『民法のもう一つの学び方』〔補訂版、有斐閣、2006年〕215頁）。そして、これは、今日ではもはや通用しないのではないかと診断を下されます。ここには、改正前民法において「公共性の国家独占」の考え方が取られており、これが、中間団体たる公益法人の設立を制限していたこと、そして、現在ではそうした考え方は変容を迫られていることが述べられています。

このように、憲法学と民法学とでは、中間団体解体の論理として異なる認識を示しているわけです。そこで、一体どちらの見方が正しいのか、あるいは正当性があるのかについて、法社会学的な立場からはどう言えるのかといったことをお尋ねしたく思います。先にも述べたように、高村先生は、「個人の解放」と「公共の国家による独占」の両者について触れておられるのですが、フランスでは革命期、あるいはその後のナポレオン期において、それらは一体どのように受けとめられてきたのか。これが、私が提起したい最初の論点です。

さらに、もし「個人の解放」という側面にウェイトが置かれていたという場合でも、個人がそこから解放されるべき「中間団体」とは一体何なのかということも、憲法学では問題となります。というのも、先ほど述べた樋口先生は、中間団体の中に戦前の「家」、あるいは現代の企業を含めて論じておられるからです。つまり、日本では、「家」社会や企業社会からの個人の自由こそが、何より重要であるというわけです。あるいは、さらに進

んで、日本国憲法24条は「家族解体の論理」を含意しており、家族からの自由も問題になりうるまで指摘しておられます。これらの問題を、樋口先生は、近代市民革命期の反結社主義、つまり、「結社の自由」ではなく「結社からの自由」が追求されたのだという視点から読み解いておられるわけで、その意味で、中間団体解体の論理が個々の憲法解釈論上の問題へとつながっていることとなります。そこで、こうした見方に対して、法社会学的立場からは、どのような応答が可能なのかということ、まずうかがいたいと思います。

第二点目では、法人学説の問題を取り上げたいと思います。本書でいうと、第3部第2章に該当します。フランスでは1901年のアソシアシオン法が制定された前後の時期は、同時に学説において法人論争が華々しく展開された時期でもあります。論争は一言で言うと、法人格を特権とみなす法人擬制説を克服する理論的営みであったのではないかと思います。学説では、法人否認説と法人実在説とが主張されましたが、最終的には後者が優勢となり、裁判所もこれを取り入れたことで決着がついたとされています。

私は、ここでの高村先生の学説史の分類に大変感銘を受けました。通常、法人論争は、擬制説→否認説→実在説というように、発展的といいますか単線的に理解されていると思いますが、高村先生は、これとは異なり、擬制説に対して、否認説と実在説とを同じ陣営に位置づけておられます。つまり、実在説が団体の実在性を論拠に国家に対してその承認を正面から要求したのに対して、否認説は、団体関係を私法上の法律関係に分解することで中間団体の実質的自由を確保しようとしたとされています（本書242頁）。法人否認説は、その語義から想像されるのとは異なり、法人あるいは中間団体の意義を否定する学説ではなかったのです。この学説を提唱したのがカトリック系の法学者たち（ヴァン・デン・ユベル、ヴァレイユ・ソミエール）であったことは、その何よりの証拠といえるでしょう。

さて、私がここで問題としたいのは、否認説ではなくて実在説の方です。実在説の陣営に属する論者としては、本書でも取り上げられているように、モーリス・オーリウ（1856 - 1929）、レオン・ミシュー（1855 - 1916）およびレイモン・サレイユ（1855 - 1912）がいます。先ほど少し触れましたように、実在説は、中間団体の社会的・法的実在性を論拠として国家に対して法人格の承

認を認めさせる理論ですが、高村先生は、これに加えて、実在説が法人の内部関係にも注意を払っていた点にも着目し、その意味で、国家統制理論としての意味もあることを指摘されています（本書236頁）。

そうすると、実在説内部における中間団体理論としての側面と、国家統制理論としての側面との関係は、一体どう理解すればよいのかということが問題になります。私の考え方で申し訳ないのですが、私がミシュエの法人理論を検討した際には、結社の自由との関係に関心があったため、どちらかといえば前者の中間団体理論の側面に焦点をあてたのですが、これと国家統制理論としての側面が、論者の問題意識の中でどのように関連しているのかということについては大変興味があります。つまり、国家統制理論としての側面は一体どのような意図に基づいているのか、それは中間団体理論としての側面にどのような影響を与えているのかということです。これは、この章の表題にもあるように、まさしく、「法人学説の意図と理論的射程」の問題です。そこで、この点について、是非教えていただければと思います。

3点目は、1901年のアソシアシオン法に対する見方についてです。この法律は、フランス近代で初めて一般的なかたちで結社の自由を認めた画期的な法律として受けとめられています。しかし他方で、結社の受贈能力を制限したり、とくにカトリック修道会に対して厳しい措置をとっていることも事実です。つまり、自由と規制の両面をあわせもつ、アンビバレントな性格の法律であることができます。そうすると、この法律は、どのように評価すればよいのかという問題が生じてくるだろうと思います。果たしてこれは、結社の「自由立法」なのか、あるいは、「規制立法」なのか。そして、これをどう評価するのかは、とても難しい問題だと思います。

この点について高村先生は、同法には自由の側面があるけれども、しかし、この法律の中にはなお、革命時の論理が残されていると理解されているように思います。つまり、「アソシアシオンの独自の存在性、強固な財政的基盤を認めない点で、この法は、革命期の「社会像」の痕跡を留めるものであった」（本書303頁）と。これは、1901年アソシアシオン法の前後において、ある意味で連続性を認めるものではないかと思います。これについて私は、こういう見方があるのかと思い、とても新鮮な驚きを覚えました。

他方、憲法学の認識はというと、先ほどの樋口先生の

歴史認識において、この法律はいわば近代立憲主義のプロジェクトが完遂した証しとしての意味をもたされています。このことを樋口先生は、「『個人』がいわば力づくでとり出されてきたあとではじめて、自由な諸個人のあいだでとりむすばれる結社について、その自由を保障することが、日程に上ってくる」（樋口陽一『自由と国家』〔岩波新書、1989年、164頁〕）とします。そして、「1901年7月1日法まで1世紀のあいだ『眠りの森の美女』となる期間が、結社の自由にとって必要だったのであった」（樋口陽一『国法学』〔補訂版、有斐閣、2007年、10頁〕）と。この「眠りの森の美女（Belle au bois dormant）」という表現は、コンセイユ・デタが1901年法制定100周年を記念して「結社の自由」を特集した2000年次報告書で示されたものです（Conseil d'État, Rapport public 2000, La Documentation Française, 2000, p. 252）。こうした樋口先生の見方は、結社の自由に関する1789年宣言の「沈黙」と1901年法による「確認」という図式に基づくものです。すなわち、1901年法を契機として、フランス近代立憲主義が新しい段階に入ったといえますか、そこで、ある種の断絶を認めるものであると思います。しかも、大革命からこの法律ができるまでの100年が重要だったのだと。ここでは、革命期の反結社主義、つまり「個人の解放」のプロジェクトが一貫して継承されてきたのだという理解が見られます。実は、私も樋口先生の影響を受けてずっとこのような見方をしてきたのですが、このような憲法学の捉え方について、高村先生はどのように応答されるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

最後になりましたが、4点目は1901年アソシアシオン法の背景にかかわる問題です。フランスでは結局、1901年法の成立前後を通じて、「共和国の論理」（本書の副題）と先生が呼ぶところの考え方、すなわち、公共（res publica）は共和国（République）が独占するのであって、市民社会の独自性・自律性を認めないという考え方が一貫して維持されてきた、という見方を先生は提示されています。アソシアシオン法から100年後の現在でも、エリート層を中心になお根強い考え方であるようですが（本書4頁）、実は、この部分だけを見れば、日本においても同じことがいえるのではないかと。私のレジュメの「『共和国の論理』は普遍化可能か？」というタイトルは、このような含意を表しています。

しかし、フランスではベル・エポック期と呼ばれる

20世紀初頭に、アソシアシオン法という記念碑的法律が制定され、また、既に見たように学説では法人論争が華々しく展開されました。これは、果たして「共和国の論理にもかかわらず」なのか、あるいは「共和国の論理だからこそ」の何れなのでしょう。

他方、日本では昨年(2006年)ですが、公益法人制度改革の一環として、一般社団・財団法人法(平成18年法律48号)が制定されました。これは、従来の公益法人についての許可主義を改めて、非営利団体に対して準則主義という簡便な方法で法人格取得を認める画期的法律で、本来、フランスのアソシアシオン法と同じ効果を持つはずなのですが、団体関係者を除いてそれほど注目されたとは言いがたいものがあります。また、フランスとは違い、この法律を前後として法人論争が展開されることは、遂にありませんでした。非営利法人制度に関して言えば、20世紀初頭のフランスと21世紀初頭の日本とで法状況はそれほど異ならないと私は思うのですが、この彼我のあり方の違いは一体何なのかということが、とても気になります。高村先生が指摘されるように、フランスではやはり、深層としての「社会像」すなわち「共和国の論理」が法制度や学説に影響を与えているのではないかと考えられるのですが、それでは、日本ではどのような「社会像」が存在するのでしょうか。先生は本書の最後で、「今日、我が国でも非営利法人制度の抜本的改革が行われたばかりであるが、昨今の改革がいかなる「国家」像、「個人」像の変容を伴ったものであるのか、制度設計論とは別の次元で、比較歴史的パースペクティブから検証していくことが一つの研究課題となろう」(本書326頁)と述べられています。もしかすると、現在、既に研究を進められているかもしれませんが、高村先生のご意見をお聞かせくださればと思います。

司会 それぞれの評者の方についてそれぞれ高村先生にお答えいただいて、その上でまたフロアの議論をお聞きしたいと思います。高村先生、お願いします。

高村 丁寧に読んでいただき、本書の主要な論点について極めて明確に問題設定していただいてありがとうございます。順を追って答えたいと思います。

まず、最初に指摘された樋口陽一先生の考え方についてです。そもそも、私がこの本を書くモチーフを与えてくれたのは、樋口陽一先生でした。学部3年生の時に、早稲田の法学会の講演会に樋口先生がいらして、4つの quatre-vingt-neuf (89年) という話をされたのは、今で

も鮮烈な印象を持っております。1789年のフランス革命は徹底的に中間団体を廃止してそういう痛みを伴って個人をつくりだした、さて、1989年の日本はその痛みを耐える選択をできるのか、社会的な中間団体に埋没する日本社会では、そのような経験を追体験すべきではないか、というお話を樋口先生はなされました。

そういうお話を聞いて、本当に中間団体を廃止し尽くした社会というのはどんなものなのか、という興味を持ちました。その後、いろいろ調べていくと、その中間団体の廃止という問題がフランスの社会学にとって大きな問題になっていくのだということがわかってきました。なので、まずはフランス革命自体がどういう論理で中間団体を、いかなる中間団体を廃止したのか、これをまずは解明していくことが、その後の社会学の成立そのものをきちんと捉え直すきっかけになるのではないかと考えて、修士課程では、フランス革命の研究を行いました。

井上先生のご質問は、①中間団体の廃止には個人の解放というロジックと、②国家が中間団体の担っていた公益的機能を独占していくロジックとの2つがあって、その関係をどう見るのか、それから実際に解体された中間団体というのはどういうものであったのかということですね。

樋口先生の当初の議論は、フランス革命の時にル・シャブリエ法などで廃止された中間団体というのは、旧い身分制的な特権団体であって、それは個人を拘束する団体であって、そういうものを廃止して、個人が出てきたのだ、という話だったと思います。株式会社や大学などもその時には特権団体として廃止されました。あらゆる特権の砦を廃止したのです。

樋口先生の書いたものを詳しく読むと、そういう特権団体だけではなく、個人が自発的につくる結社も廃止したことも強調されていますが、その理由は、古い中間団体、身分制的特権が、新しい結社を隠れ蓑にして復活していくから廃止する必要があったのだ、と説明されています。しかし、本書の問題提起は、新しい結社の禁止の論理は、そのような説明で良いのか、というものです。革命期のル・シャブリエという人の立法者の言説を分析したり、あるいは実際に廃止された結社の例などを見ていくと、革命家が廃止しようとした、あるいは実際に廃止されたのは、旧い身分制的な特権団体だけではなく、フランス革命そのものを生み出す原動力となったような新しい啓蒙的な自発的結社もあったということがわかっ

ていきました。そういった新しい自発的なアソシアシオンは、今日「市民的公共圏」と言われるような空間をつくりだして、個人の批判的理性を涵養するような役割を果たしていました。ル・シャブリエにおいては、立憲国家ができた後は、そういう理性の発見・法の定立は、立法者がやればよいので、自発的なアソシアシオンは、国家だけであると考えられていました。アソシアシオンは統一的なナシオンの分裂として捉えられたのです。

もちろん、フランス革命は、古い団体も禁止しましたが、そういう新しい公共圏の担い手へもかなり抑圧的な対応をしたのではなかったか、新しいアソシアシオンは、旧い中間団体の隠れ蓑であるから問題であったのではなく、どちらかというと公共性や公共圏を国家中心に編成していく、「公共の事柄 *res publica*」は「国家 *République*」のみが決定者であるのだ、という〈共和国の論理〉がそこに大きく働いていたのではないか、という問題提起を本書では行いました。

次に、その後の19世紀のナポレオン帝政期以降の中間団体規制の実態についての認識が問題になります。19世紀も、建前としては刑法典の結社罪のように中間団体敵対視とは続いているのですが、実際は行政にとって有用ないろいろな中間団体が復活していきます。それらを囲い込んでコーポラティズム体制が特に帝政期にはよく整備されます。これは、井上先生が設定された3番目の論点と関わるのですが、樋口先生の認識では、19世紀の間ずっと反結社を維持し続けたのは、それだけ100年にもわたって結社を禁止し続けると、古い同業団体的、身分制的な特権というのは消滅しきれないので、そのための100年間だというふうな図式なわけですね。しかし、実際は、法にならない次元での隠れた中間団体政策を分析していくと、行政にとって有用なさまざまな中間団体が復活し、それを利用しながらコーポラティズム的な編成が進んでいく。かつコーポラティズムと言っても、中間団体のほうに自律性があるのではなくて、むしろ国家が中間団体をコントロールしていく、そういう側面がかなり強いような仕組みになっています。その国家コントロールを補強するものとして、反結社罪というものが存続していたのではなかったか。1世紀というのは、個人が古いものから解き放たれるため、「眠りの森の美女」が目覚めるための1世紀ではなく、むしろフランス的な国家中心的社会編成を、中間団体を活用しながら整備していったというのが、本当ではなかったのか、という

のが本書の問題提起です。

「結社の自由」の承認の理由は、「中間団体」が解体し尽くされたから、個人に結社する自由を与えてもよいだろうというものでは決してなく、むしろ中間団体が飼いや慣らされたから、アソシアシオンを制度化しても良い、というのが正確な見方ではないか、という歴史像を提示してみたというのが本書です。

第2点目の論点に移ります。私もミシュウについては、それほど分析しておらず、この本では、オーリウをメインにやっているので、ミシュウの全体像については、井上先生の論文からこれから教えていただきたいと思っております。

法入説史について研究を進めていく中でおもしろかったのは、日本で言うとなんて法入説というのは民法学者の仕事とされます。法人擬制説、否認説、実在説の三つがどう違うかというのは民法の総則の講義の最初の頃に出てきて、学生が一番、戸惑う箇所であり(笑)、また今日ではあまり実益のない論争であったと葬られています(笑)、フランスでは、井上先生が研究されているベル・エポック期に法人理論の問題が最も法学で活発に論じられました。でも、その論争をリードしていたのは、ほとんど憲法や行政法学者の公法学者であって、民法学者ではないのです。それは、なぜなのでしょう。ということがひとつの着眼点として、その意味をきちんと認識し、位置づけていかないと行けないな、と考えました。

それから、この本はフランスのことばかり書いてあるのですが、私自身は、ドイツの法人学説の形成、とりわけ、オットー・フォン・ギールケという人物が、社会学的なもの見方と法学的なもの見方を上手く結合させ、判例や協同組合法の成立に影響を与えたことをかなり意識しました。ギールケの『ドイツ団体法論』は、日本でもよく読まれた著作で、その理論は、日本の「権力なき社団」の法理にも影響を与えます。本書では、このギールケが果たした役割、彼が演じた橋渡しを比較の軸に設定し、彼との比較で、フランスの法人学説を位置づけてみようと考えました。ギールケの法人実在説は、集団の実在性そのものを論証し、そのような実在性があるから、国家に「法人格を認めよ」と主張しました。しかし、フランスの公法学者は、ギールケの理論をそのまま受け入れないわけです。

その理由は、何だろうか、これを考えるためにオーリウやミシュウの議論の全体像を把握する必要がありまし

た。よく調べていくと、その当時における法人学説というのは中間団体の理論であると同時に国家の権力、国家の主権のあり方をも制約したり説明したりする理論であって、両方の団体现象を包括的に説明するような法の一般理論として位置付けられていたことがわかりました。そして、フランスにおけるその当時の国家化がドイツと比べて、すでに中央集権化が進んでいて、国家もより上位にある「法」によって国家権力を制約する必要があった。フランス公法学における大きなテーマは、国家権力の「法」による統制であって、オーリウは『人権宣言』に法源を求める憲法裁判所の創設も主張します。

そういう、福祉国家化しつつある中で膨張している国家権力をいかに統制するかということを問題意識として、法によって権力を統制する理論が非常に精緻に練り上げられた。団体内部の権力のメカニズムを法的に分析していく視点が彫琢されていった。国家の権力統制をいかに実現するかという緊張感の下で練られていった精緻な法理論を中間団体内部での権力作用にも応用したのが、フランス法人理論の射程の広がりではなかったか、と私は読みました。

そういうふうな認識を発見したのは、そもそも独・仏との間で法人実在説の理論構成がだいぶ異なっており、オーリウが特にそのことをかなり意識的に論じているからでしたが、さらに、最近の比較歴史法社会学でも、国家化のあり方が法学説を大きく規定するということが論じられており、問題解明のヒントになりました。

ですから、井上先生の質問にあった国家の統制と団体の統制との相互関連ですが、そのどちらかにウェイトがあったというのではなくて、両者を統合する法の一般理論が法人理論ではなかったかという風に考えております。ミシュウについても、私は井上さんほど網羅的に読んでいないのですが、そもそも出発点は、公務員の不法行為について団体としての国家や公共団体に損害賠償を請求し得るかという問題設定から法人理論を組み立ていった。しかし、そういう訴権の基礎づけだけではなく、結社の自由、とりわけ法人格の問題についても理論を拡張していった。そのようなところに、バル・エポック期の法学のスケールの大きさ、面白みがあるのではないかと思います。

それから、ミシュウについて私が興味を持っているのは、ミシュウは全能の法人格をアソシアシオンに認めよという議論を展開しているのですが、その前提条件とし

て、法人に誰でも加入できる、「アソシアシオンへの自由」が認められる、そういう開かれたアソシアシオンであれば、法人格というものを認めてよいのだという話もしています。その辺は、本書で十分に論究できなかったのですが、1901年のアソシアシオン法の構成は、アソシアシオンは契約なので、嫌いな人とは契約しない、嫌いな人を排除できるという論理を取りました。よって、ミシュウが描いていたあるべきアソシアシオンの姿と、実際にできたアソシアシオン法の閉鎖的な契約的構成とは、かなり違うものになかったのではないかと、と思います。

さて、そこで、3番目の論点に入っていきたいと思えます。つまりアソシアシオン法成立の意義をどうみるか、ということです。憲法学や民法学のフランスの1901年アソシアシオン法への評価は、契約の自由として結社の自由を構成したので、加入の自由、脱退の自由が保証されて、個人の自由と団体の自律というのがうまく両立する、個人の自由重視の団体構成なので新しさがある、学べき点がある、というようなものではないかと思えます。

またフランスのアソシアシオン法は、非営利目的の団体の一般法であり、間口が広いので、日本の中間法人制度、非営利法人制度もそういった柔軟な仕組み、法人格が取りやすい仕組みをフランスに見習って行うべきだ、という議論をNPO関係者もよくします。

しかし、本書は、アソシアシオンを契約として構成したがゆえに、アソシアシオンそのものの閉鎖性を生んだのではないかということの問題視してみました。1901年の立法者にとってのアソシアシオンとは、私的なクラブのような存在をモデルとして練られたものであって、ゆえに、あまり財政的な基盤を与え、贈与などによって資金を蓄積して大きな社会貢献事業を行っていくというふうには考えられなかったのではないかと、本書では主張しています。

これまでフランスのアソシアシオン法については、結社が結成しやすいという側面については多くの人から称賛されてきましたが、その反面、贈与について非常に制限的であるということについては、誰も論じてこなかったのではないかと思います。よって、本書では、後者の点を強く問題提起しました。そのような贈与の制限に革命期の痕跡を見て取ったのが本書です。

そして最後の4番目の論点に入ります。日本の最近の非営利法人制度改革はどういう文脈であるかということです。まず、この一般社団・一般財団法人法について民

法学者や公益法人関係者は別として一般人で知っている人はほとんどいないというのが現実ではないでしょうか。NPO法ができた時にはそれなりに社会的認知や関心も高く、何か新しい社会が切り開かれるのだ、というような夢や希望を託す議論も多かったと思いますが、これらの最近の法律はあまり知っている人もいない。これができるおかげで、これまでNPOになれないような同好会とかクラブ、つまり共益的な団体が法人格を得て、より自由な活動を展開し、市民社会が厚みを増していく、そういう議論は、残念ながら、あまり聞いたことがありません。

どちらかという、次のような関心から、法律が生まれ、法律が受け止められているのではないかと思います。すなわち、これまでの公益法人は、公益目的の事業が非課税であり、特に資産を持っている公益法人の固定資産税は免除されていました。しかし公益法人には大きな批判が、とりわけ小泉改革によってそういう特権にメスが入れられた。国家が監督する公益法人を中心に公益事業が行われていくのでは、スリムな国家とは言えない。また実際の公益法人の中でもあまり公益性がないものが多いので、公益性を再審査したい、再審査されて落ちていくようなものを、一般社団・一般財団法人を受け皿として拾っていく必要がある、そういう動機から出発したのではないかと思います。

よって、国家が担う公共性をスリムなものにしていき、小さな政府、そして強い個人を目指していくと。こういうような文脈で出てきているのではないかと思いますというのが私の見方です。実際に、いろいろな公益法人の運営者に話を聞くと、これから公益性が再審査されるので、どうなることかと心配する声が多いです。よって、この立法に関わった民法学者の期待とは異なり、市民社会セクターにとってはあまり歓迎されていない法律、法制度改革になっています。非営利法人の一般法が必要だというのは、私も賛成ですが、議論の出所がそういうものだったので、そのような受け止められ方をされているのは、やや残念なことです。

ただ、フランスのアソシアシオン法そのものも、できた時はあまり市民社会セクターから歓迎されない状況だった、何が新しい法で変わるかの、特に利点はないじゃないか、というような受け止められ方だったのです。しかし、法制定の百周年は盛大に祝われています。なので、やや時代を経ていけば、日本も、一般社団法人という仕

組で、自由なアソシエーションをつくりだしていく、NPOよりも自由に紐帯をつくりだすツールにしていくということが、長期的なスパンでは実現するかもしれないかなあ、とも思います。

司会 ありがとうございます。では、中倉さんからコメントをいただきたいと思います。

中倉智徳 ご紹介いただいたとおり、私はガブリエル・タルドというどちらかといえばマイナーな社会学者を専門の研究対象としておりますので、社会学者の立場を代表してと言われると他の社会学者の方々から異論が出そうなのですが、できる範囲でコメントさせていただきます。

高村先生の著作の全体像については、『図書新聞』2007年7月6日号に掲載された渡辺公三先生の書評において的確にまとめられていますので、そちらをお読みいただければと思います。そのうえで私から論点を提示させていただく前に、少しだけ感想めいたこととお話しさせていただきます。この本で高村先生は、中間集団という社会学でも基本概念となっており、それだけに社会学ではさほど問われることのない概念を、フランス革命期から1901年のアソシアシオン法の成立とそれ以降の歴史を法学説史に注目しながら、緻密に論じられています。その際、法学説と同時代の社会学での社会や「社会的なもの」といった概念との関係性にも繊細な注意を払っておられます。たとえば、社会学者としては知られてはいるけれどもいまやほとんど誰も読んでいないフレデリック・ルプレーの議論と社会法制との関わりや、ルネ・ウォルムスらに代表される「社会有機体論」が、法人格を結社に認めるべきかどうかという論点の基礎理論として注目され、否定されていくといったことは、社会学史を学ぶ者としても、多くを教えられました。

また、高村先生は、革命期に中間集団をなくして、それからいろいろ紆余曲折がありながらアソシアシオンができるまで、中間集団を認めるまでの、紆余曲折が非常に細かい事実も含めて豊かな記述をされておられます。ほんの一例を挙げれば、コルポラシオンは、革命期以降、同業者による権益の温床とされ禁止されてきたのですが、第一帝政期のポリスの言説においては、住民の街頭での抗議を防止するために、適切な食糧供給の維持によって不満を軽減するために、優先的にパン屋と肉屋のコルポラシオン作らせ、統治のために利用しようとしたという話など、とても興味深かったです。

また、19世紀全体を通じて、教会や職業集団の存在

が問題になっているなかで、それらに対する規制や主張がいかに提出され、変遷してきたのかがこの著作から読み取ることができます。これらのことは、高村先生の視点の繊細さを示すものであらうと思います。

私からは、デュルケム、あるいは同時代のオーリウやデュギーなどが主張していたとされる「社会連帯主義」への評価という観点からコメントさせていただきたいと思います。高村先生は、とりわけ政治思想からのデュルケムへの評価として、国家と個人が直接に接続されるといふ革命期の「社会像」に対し、デュルケムは、国家と個人の間「社会的なもの」の領域を創出・挿入した、新たな「社会像」を提出したと論じられています。この「社会的なもの」という時に、デュルケムが言っていること、あるいは広い意味での社会連帯主義者が言っていることは、次の二つが重なりあわさりながら、微妙に違うものとしていわれているのだらうと思っています。

19世紀半ばくらいから、工場労働者を中心とした労働問題、あるいは大衆的な貧困問題が注目されるようになり、両者をあわせるような仕方で「社会問題」として捉えていくというような流れがあったように思います。この「社会問題」にどう対応していくのかということが1840年代から問題になっていくわけですが、少なくとも1880年代から90年代くらいには、個人が貧困と失業といった、多くの人に共通して起こりえるけれども、一個人では対応するのが難しいようなさまざまな個別の危機をリスクと捉える視点ができます。つまり、社会全体の、あるいは個別共有可能な人びとからなる集団にとってのリスクと捉え、保険という形で集団で受け止めていくことを志向する動きが出てきます。このような仕方で「社会問題」に対応しようというような話の基礎付けになっているのが「社会連帯主義」だと言われることがあります。

もう一つには、デュルケムにおける中間集団論、職業集団論です。これは個人に対して保険とかいう形ではなくて、むしろ自殺などのように「社会問題」が労働者にも使用者にも、貧困者にも富裕者にも現れてくるものとしてとらえられています。ここでは個人への危機に対する処方、リスクにたいする保障というよりも、集団内での適切な道徳の欠如として現れてきます。労使の激しい闘争は、デュルケムにおいては、自由競争を制限する規制・道徳のない「アノミー的分業」のためであり、さらに、労使間において共有されるべき職業道徳が欠如

しているからだとされているのです。このとき、社会的な連帯とは、職業道徳の共有による社会問題への対応を意味するように思います。

以上、社会連帯主義と言った時に、このような二つの方向があるだらうと思います。さて、『アソシアシオンへの自由』での高村先生の議論では、福祉国家については、ル・シャブリエ法によって教会が担っていた慈善を国家が回収するという仕方で福祉国家の起源を論じられています。ここで言われている福祉国家の起源と、社会連帯主義が目指していたリスクに対する保険による回避といった20世紀の「福祉国家」の実現につながる議論と、は、少し落差があるように思うのですが、いかがでしょうか。

それに関連して、福祉国家へとつながっていくような保険についての議論と、中間集団論との二つの関係性が気になっています。保険によるリスク計算および補填という議論と、職業道徳も含めたかたちでの、中間集団としての職業集団の復権という議論とのあいだには、どういう関係にあったのかということを知りたいというのが一つ目のコメントです。

二つ目のコメントとしては、当時の社会学説においては、中間集団は社会を形成するものとして重要な位置にあるのですが、もう一つ重要だと思われるのが、家族です。社会学における基礎的集団として氏族や家族が重要だとされています。例えば、私の研究しているガブリエル・タルドも、社会の基礎的集団として家族を挙げています。また、同時期のテンニースは、本来的にそなわる「本質意志」によって結びついたゲマインシャフトから、目的達成のため「選択意志」によって結びついたゲゼルシャフトへの移行が注目しています。つまり、利害による集団の重要性が強調されるのと同時に、血縁、地縁集団から利益やその他の目的を持って結びつく集団への移行といった仕方で、家族とそれ以外の中間集団というのが移行可能なものとして社会学では論じられていくわけです。

そう考えた時に、中間集団に対する規制と家族に対する規制がどういう仕方で結びついているのか、あるいは結びついていないのかをもう少し知りたく思います。たとえば、アソシアシオンにおいては贈与が厳しく制限されていたということなのですが、その類比として家族内での贈与、とりわけ遺贈に対する規制はどうだったのか。このような点についてお聞きできればと思います。

三つ目として、少し外在的な形になってしまうかもしれませんが、中間集団、あるいは法人格を集団に認めるような法律、あるいは実者権を認めるような法律というのは、日本ではできてこなかった、すごく遅れていたという議論を高村先生はなされています。フランスと日本をどう比較していくのかというところで、中間集団を統治すべき対象としてとらえた場合に、両国では異なる対応が行われていたのではないかと提起してみたいと思います。フランスにおいては、規制し禁止すべき中間集団と許容してよい集団とを法によって決定するのにたいし、日本ではまた異なる手法がとられたのではないのでしょうか。芹沢和也の諸著作に、明治期に制定された方面委員に関する議論があります。方面委員は、米騒動以降、貧困問題への対応として、政府が民衆による抗議行動への防止策という地域ごとに民間人が委員として選ばれ、その自発的な意志によって貧困者の情報を収集し、救済のために活動するものです。このような仕方、明確に法律による規制とは異なる仕方、「社会問題」へ対応しようとするものとして、制度設計されていました。これは、上からの集団化を行うことで、集団による抗議行動に至る前に阻止しようという手段であったように思います。

日本においては、社会問題への対応という意味では、中間集団に対する法的規制ではなかったかもしれませんが、なんらかの違う形で何らかの統治が行われていたという仕方と比較することが可能になる視点があるのではないのでしょうか。つまり、中間集団を統治の対象としてみなし、法律による規制以外の、たとえば規律制度についても含めて考察していくとする立場があると思うのですが、このような立場については、いかがお考えでしょうか。

高村 ありがとうございます。本書で十分に論じ切れなかった点を鋭く指摘していただいたと思います。フランスの中間団体論というのは非常にバリエーションが豊富です。その背景は、中倉さんが指摘されたように、「社会的なるもの」、すなわち、貧困問題、工場労働者のモラルの問題、衛生の問題、そういった「社会問題」の解決のために中間団体をどのように活用するか、位置づけ直すか、という議論が展開されたからです。よって、本書では、多様なフランスの中間団体論を広くマッピングしながら、法にどのような中間団体論、社会学理論が影響を与えたのか、結局、どういう社会像が選択されたのかといったことを探求しました。

3つ問いを出されたので、これもまた順番に答えていきたいと思います。

ひとつは、「福祉国家」の定義に関するものでした。「社会連帯主義」というのは、中倉さんが説明された通り、人々が身近な人を大切にして仲間同士で助け合っていきましょう、というような規範道徳論ではありません。むしろ不幸を集団的なリスクとして統計学的に把握し、できるだけ大きな共済組合や保険会社など通じて、人々が職業活動、人生を送っていく上で被っていくリスクを分散しながら、薄く広く支えあっていきましょうというのが、「社会連帯主義」の思想です。「社会連帯」という言葉は、一般的に、人々の直接的な連帯とか紐帯がイメージされやすいのですが、19世紀末においてデザインされた「社会連帯主義」は、「連帯」という概念をこれまでの「友愛」という概念に置き換えたものでした。

本書では、1898年の共済組合法と1852年の相互扶助組合法の比較を詳しく書きましたが、そこで強調したのは、19世紀末の共済組合というのは相互で助け合いをやっていく、麗しい友愛的なものではなくて、ちゃんと統計学に基づくリスク計算表みたいなものをきちんと備えて初めて結成の自由が認められるというものだったということです。「社会的なるもの」を中間団体によってカバーするわけですが、そこでの中間団体は、できるだけ大きいものが良い、全国的な連合組織が良い、広く薄いクールな繋がりが良い、と考えられていました。

「福祉国家」という言葉はフランスにおいて2つの意味で使われています。その辺は、曖昧にしないで、本書でもきちんとはっきり区別しておけば、良かったかなあ、とご指摘を受けて少し反省しました。第一は、*État-providence* と言って、国家が神の摂理のように万能であって、あらゆる「社会的なるもの」を采配していくのだという意味のものです。そのような見方は、革命期にすでに現われたのではないかとというのが、本書の主張です。

しかし、実際、20世紀前半からフランスにおいて「福祉国家」が成立してきたという議論がなされる場合、実際のフランスの「福祉国家」は、この第一の意味とやや違う形を取ったものになっています。この時期、年金制度ができたり、失業者保険が強制加入になったり、いろいろなことが進んでいくのですが、その際、フランスの特徴として指摘できるのは、中間団体を非常に抑圧してきた歴史を持つただけけれど、逆説的に福祉国家のレジームとしては、共済組合とか職域の労働組合とかの自治

が制度の中に強く反映されるということです。その後の第一次世界大戦の間、第二次世界大戦の間、あるいは今日に至るまでも、いろいろな社会保障制度の変革がある際には、労使の団体の社会的合意というものが重要になっています。共済組合の自治は、今日でも強く残っています。

ですから、実際に20世紀の初頭に進んだ福祉国家化は、中間団体としての共済組合や職業組合に自治が与えられ、それが狭い範囲の人々の集団ではなく、より広い範囲の人々を共通の基盤として受け止める、幅広い社会連帯をそれらの中間団体が創り出す、そういうものであったので、実際は国家が「社会的なるもの」を担ったというよりは、そういった中間団体が、国家によって誘導づけられながらも、全国的に労働者やその家族をカバーするようになり、保険社会が出来ていったというのが実際です。エヴァルドという人物は、このような保険社会化からフランスにおける「福祉国家」の成立を説明しています。

よって、中倉さんが指摘されたように、実際のフランスの「福祉国家」というものは、そういう中間団体がコアになった保険社会であり、共済組合や職業組合の自治がとても重要な役割を果たしました。中間団体を否認した伝統を持ちつなげそのようなレジームになったのか、その逆説については、田端博邦先生の論文である程度、概略が与えられていますが、機会があれば、自分も本格的に取り組まなければならない課題だと思っています。

それから2点目の家族の問題です。この本は、いろいろな先生方に献呈させて頂いたのですが、利谷信義先生や石井美智子先生といった直接教えを受けたり、同僚であった家族法学者の先生からは、「中間団体論の本なので、家族について取り上げてあると思ったら、まったく触れられていないので、残念だ、家族がどういう位置付けなのか論じてほしい」というお手紙をいただきました。ご指摘のとおり、家族も中間団体の一つなので、その位置づけがフランス近代でどう変遷したのか、他の中間団体との連結はいかなるものであったのか、もう少し論じる必要があったかなあ、と思います。

大きく言って、フランス近代における家族の見方については、次のような議論対立がありました。家族というものも、「契約」の所産として見るのか、ひとつの「制度」として見るのか、という対立です。フランス革命期においては、中間団体否認が徹底されました。もちろん

家族を結成してはならない、ということまでは行きませんでした。革命期では、家族は基本的に契約的なものと考えられた。よって、離婚も意思の合致でできるようになります。また質問にあった贈与の問題は、家を権威主義的な家父長制モデルから解放することを革命家は目指したので、被相続人の贈与の自由、遺言の自由は制限され、相続人に均分相続されました。すなわち、革命家にとって、家産が個人主義的に分解していくことには、躊躇がなかったと言えます。

しかし、1804年のナポレオン民法典の起草者が家に託した役割は、本でもポルタリスの次の言葉のように、「人は、家族という小さい祖国を通じて大きな祖国につながる。よき国民を形づくるものは、良き父、良き夫、良き息子である」というものでした。すなわち、家族は、社会秩序の安定のための「制度」であって、革命期と比べれば、被相続人の自由が拡大し、家長の権威は高まり、離婚の自由も、復古王政期に入ると離婚禁止法がでてきます。離婚の自由が認められるようになったのは、1884年になってからです。もちろん、民法典の起草者も、ある程度、平等主義の理念を継承しますので、均分相続＝相続人の遺留分の確保には留意しており、被相続人の贈与の自由も一定程度、制約されたものでした。その意味では、折衷的なものであったと言えます。ただ、革命期のような契約モデルは、破棄されたと言って良いと思います。

あと、反中間団体ということで、家にも財産が蓄積されることを警戒したか、ということが質問に含まれていたと思いますが、この点については、ナポレオン民法典における均分相続の原則が、家産の土地を細分化させ、農民層分解をもたらし、大借地農を中心とした資本主義農場経営をもたらしたとする稲本洋之助先生の研究が古くにあります。しかし、最近では、いや、それほどの効果は実証されない、という研究があります。

ただ、いずれにせよ、家は、アソシアシオンとは違い、反中間団体主義から財産が蓄積されることを妨げようという立法者の意図はなかったと言えます。結果として平等主義の均分相続がどのように機能したのか、その機能面について見解の相違が現在もあるということです。

ところで、1884年の離婚の自由法の制定者はナケという人物なのですが、その人もアソシアシオン法を提案しています。その頃から、家族を永続的な「制度」として、分割不可能な社会秩序の基盤として見ていく見方か

ら、むしろ私的な選好によって人びとが自由に結合を選択し、常に解散もあり得、創発的にできていくものというふうに見ていく見方が出てきたのではないかと思います。「アソシアシオンのな家族像」と言ったら良いのかもしれません。

今日においても、家族をどう法律学的に位置付けるかというのは大きな議論になっています。例えば、1999年には、婚姻ではない緩やかな結合としてPACSという制度ができました。これは、連帯民事契約と訳されるのですが、その際も「アソシアシオンのな家族像」ということがよく言われました。

まとめますと、家族については、①19世紀において他の中間団体と比してどのように位置づけられていたのか、②それから最近になって家族の契約化という現象を「アソシアシオンのな家族像」と論ずる傾向があるが、これは、結社としてのアソシアシオンそのものの広がりやとどういった関係になっているのか、その二つの問いについては、本書では十分に答えていないのはその通りなので、別の機会に本格的に論じてみたいと思います。

3番目の論点は、つまりこういうことでしたよね。米騒動とか、労働者の暴動とか、そういったものを未然に防ぐような官製の調停委員みたいなものも一つの中間団体の組織化のあり方と言えるのではなからうか、と。

まず、本書では、十分に論じられなかったのですが、19世紀前半からずっと存在した議論として、労働組合を結成させる代わりに、労使を融和させる調停裁判所を機能強化すべきではないか、という考えがありました。実際に、19世紀前半には、名望家的な人物が労使紛争の調停委員になることで、労使有和がそれなりに実現したという研究もあります。

ただ、19世紀後半に入ってくると、労使紛争を、そのように個人化して扱うよりは、その頃の労働者達は、工場労働者のように同質性が強かったので、むしろ集団として把握し、集団の不満というのが何であるかということ、集団をつくらせて表明させて交渉したほうが、よりよい統治が実現されるのだ、という議論が優勢になっていきます。

また、調停委員制度は、19世紀の前半は、村の顔的な名望家が存在して、その人物の権威で調停がうまくいくというような仕組みが成り立っていたのですが、19世紀後半、末葉に入っていくと、そういう名望家的な担い手を見出すことが難しくなってきます。よって、労使調

停も不成立の件数がぐっと増える。なので、そういう顔役よりも、法的エキスパートが必要だという議論が強くなっていき、労働審判所も、そういう法専門家が担うようになってしまう。よって、労働者を個人化させて官製委員が仲裁するという仕組みは機能しなくなった、よって中間団体が必要だ、という流れになったがフランスです。日本近代では、方面委員や調停制度の充実で、紛争の集団化・政治化を防ごうとしました。その点については、法社会学や日本法制史でもよく研究されていますが、以前、なお探究すべきテーマです。

司会 ありがとうございます。それでは最後になりましたが、苜谷さん、コメントをお願いします。

苜谷千尋 フランス革命期から1901年までのアソシアシオンに関する立法過程が、様々な資料を用いることできわめて立体的に描かれており、まったく門外漢な私もずっとこの大変動の時代の流れの中に入っていくことができました。

政策科学研究科に在籍している私は、政策の立法過程を追うということ、利益集団の行動を丹念に追って、その妥協点というか均衡点に立法の終着点を見出すというようなアプローチに親しんできたわけですが、高村先生が本書で採用されているアプローチというのは、このような政策形成論的なアプローチとは異なって、法案が立法の場で議論される時特有の現象をうまく説明するものかと思います。つまり思い切って要約しますと、法固有の論理といましようか、法に内在する論理が立法過程に持ち込まれ、これが案外重要な役割を果たしている、というアプローチですね。先生が本書で扱ったアソシアシオン法の成立においては、契約という概念、契約の自由という概念が持ち込まれることが、これまで何度も頓挫してきたこの法案が成立する大きな突破口となったというご説明でした。私にとってはまずこのアプローチがとても新鮮であり、興味深い視点であったわけです。

それから先ほど高村先生のご紹介にあったように、私はエドモンド・バークを研究しています。バークは『フランス革命の省察』の中でフランス革命を批判しているのですが、彼がもっとも喧しく批判しているのが革命政府による修道会の取り扱いでした。修道会をアソシアシオンと見なすか否かが、19世紀を通して問題となるわけですが、バークはこの問題の根深さにもっとも早くから気づいていた人物の一人と言っていいでしょう。バークは修道会の公的性格、公益性を『省察』のなかで何度

も主張しています。大きな不動産をもつ修道会によって文化や教養は次の世代へと継承されていくものなのだ、と言っているのです。つまりパークは修道会を「知恵の貯蔵庫」と見ていたのです。にもかかわらず、フランス革命はこれまで修道会が果たしてきた役割を無視して、修道会の不動産を没収してしまったというのが、パークによる批判の要約です。これはパークによる一方的な説明なわけですが、この時のフランスの議論が実際にはどうだったのが本書の第一部で描かれており、パークの説明以上にデリケートな議論やいきさつがあったことがわかりました。これから挙げる論点、質問にはこのような私のパークへの関心とどこか関わりがあるかと思います。

論点を提出する前にもう一度本書を要約させて頂くと、フランス革命や近代フランス国家が生まれるプロセスのなかで、公と私を極めて明快に分離した上で、国家と諸個人の間で中間団体を設けさせないというロジックが持ち込まれました。これはフランス革命期に限った理解ではなく、近代から現代に至るフランスの思想と制度の両面を束縛しつづけている、ということでした。公と私を分離するというきわめて哲学的な観念をフランスが近代国家の礎として継承しつづけたからこそ、アソシアシオン、中間団体を認めるか否かの議論が一筋縄ではいかず、それゆえにかえって豊穡な議論を生んだのだと思います。

高村先生が本書で引用されているシュバリエの要約が大変素晴らしいと思うので、ここで引用させていただきます。「アソシアシオン法は、少しの曖昧さもなく、アソシアシオンを私的領域に置くことによって、公と私の対立という伝統的なシェーマに忠実なままであった。アソシアシオンの紐帯は私的秩序に属した。」(303頁)。1901年に成立したアソシアシオン法は、アソシアシオンを国家と諸個人の間で定置させることに成功しました。ですがそれはアソシアシオンに公的な価値を見出した、あるいは認めたからではなく、あくまで私的な契約に基づく私的な存在として承認したからに過ぎません。公と私の二分にきわめて忠実であることが私には大変興味深く、先生からより詳しいお話を聞けたらと思っています。論点を3つ挙げさせていただきますが、こういう次第ですから、私の質問は内在的なものというよりは外在的なもので、先生が本書で書ききれなかったところを補足的に説明して頂くことになるかと思っています。

まず1点目としては、先ほど井上先生の質問への高村

先生からのリプライの中でも少し説明があったように、フランス政府にはアソシアシオンに大きな財源、財政的な基盤を与えることへの強い警戒感があったということですが、先生はこの点に関連して、「市民社会内での『横の流れ』よりも、公的セクターを経由した『縦の流れ』に開放的であることが1901年法の一つの大きな特徴であると言える」(293頁)とまとめられています。私の素朴な疑問は、私的な存在に過ぎないアソシアシオンに、公的セクターから公的な資金を投入することへの疑義、あるいは警戒感はなかったのだろうか、というものです。もしこうした疑義があったのなら、公的資金の投入を正当化するようなロジックはどのようなものであったのかを伺いたと思います。

もう少し補足させてもらおうと、他国と比較した場合、フランスのアソシアシオンは財政的基盤を国家等の公的セクターからの補助金に多くを負っており、寄付は7%に過ぎないという事実も驚きでした。日本ではちょっと考えられないのではないのでしょうか。フランス国民がこのような公的資金の投入に納得している事情をもう少し教えてください。

2点目の質問に移ります。本書には、1901年に成立したアソシアシオン法では、公益性が承認されたアソシアシオンに大きな特権を与え、その他のアソシアシオンとは別のカテゴリーに分類したとの説明があります。ですがこの公益性の承認は大変高いハードルで、この100年間で2000件の承認が得られたにすぎず、その申請も毎年10件程度にすぎないと説明が続きます。アソシアシオンの公益性を承認するか否か、何をもって公益性と見なすかは、公と私の二元論に立つフランスにとっては(もちろんそれはどの国にとっても難しい問題ですが)、とりわけ難しい問題なのではないかと思っています。本書の中では公益性を承認する基準がどこにあったのが記述されていなかったの、補足説明を頂ければと思います。これは先生が丹念に資料を渉猟し明らかとなったことですが、公益性の承認のハードルの高さゆえに、軍人の同窓会や同期会と慈善団体が同じカテゴリーに入れられていた、とのこと。このような制度運営がなされていたとなると、ますます公益性の基準がわからなくなるし、気になってきます。

3点目、これは現代の話になりますが、近年、アソシアシオン法を振り返り、評価するに当たって、私的な存在であるアソシアシオンに公的な役割を求めることが強

くなっているという説明がありました。「アソシアシオンは、さまざまな領域において行政との関係を深め、公権力から特権が付与され、公役務活動を実質的に担うアソシアシオンが増大している」(315頁)ともあります。近代以降フランスは福祉や教育を国家責任の下で独占し運営してきたわけですが、公的な任務を私的な組織に委ねることは、国家責任の放棄につながりかねないのではないかというような疑問を少し持ちました。

本書の冒頭で先生は『ル・モンド』を引用し、現代のフランスにはアソシアシオンが国家の補助機関になり下がることへの強い危機感があることを示しておられますが、逆に、こうしたアソシアシオンの行政への関与が国家責任の放棄につながるのではないかと、この危険性を指摘するような論者はいないのでしょうか。

以上、細かい質問ばかりで恐縮ですが、よろしく願います。

高村 どうもありがとうございました。本書の方法論に関する指摘が最初にありました。それから質問が3つありましたが、いずれも公共性の問題、すなわち、公と私を法はどのように線引きしたのか、その線引きを正当化する哲学的基盤は何であるのか、1901年法以降、その公と私の線引きは、どのように変容してきているのか、という公共哲学的な問題に繋がるのではないかと思います。

まず、最初の指摘の点ですが、本書が目指したのは、政治学における立法過程論と違って、法社会学が、ある法律ができていく場面を分析していく際に、政治学とは異なって何が固有にできるのかということをも方法的に提示し、それを事例にきちんと当てはめて分析してみせるということでした。

もちろん、最近の政治学でも、単に政策という形で表出されるアウトプットへ、利益団体の力関係の総和であるインプットがそのまま反映されるというふうには捉えないで、これまでの政策の積み重ねの中に経路依存性というものを見ながら、政策形成過程のブラックボックスを解明していくという新制度論が隆盛を極めています。

ただ、政治学の新制度論は、「経路依存性」という言葉を使うのですが、私にしてみれば、それは少し曖昧な概念であって、「法」こそが、これまでの政策の積み重ねを反映しているものであり、立法という形で政策がアウトプットされる際のフォームを規定する重要なファクターなのではないか、というのが本書の立場です。立法が産出される、法が生まれる「場」の構造の社会学という

ものを本書では目指しました。そのような方法論に基づく、ケーススタディとして本書は、アソシアシオン法の生成を分析したわけです。

よって、そういった方法論で、他にも、フランスのみに限らず、日本のいろいろな立法の生成過程、政策形成過程なども、政策科学部に所属しましたから、今後、政治学の藤井先生などとともに積極的に共同研究を展開していきたいと思っています。

それで、質問の回答に入っていきます。1つ目の質問は、本質的な問題です。アソシアシオンを私的存在としながら、公的資金をけっこう投入している。それを正当化するロジックがあったか。検討した限りでは、そのようなロジックの存在は、確認できませんでした。しかし、実際、なぜそのような資金投入に躊躇なかったかというところ、公的資金を投入する際に、どんなアソシアシオンかというのをきちんと調査し把握していたので、自分たちがよく活動を把握できているアソシアシオンだからお金を入れても大丈夫、補助を出すことでアソシアシオンの活動をよりよく把握できるという安心感や打算が統治者にあったからだと思います。

他方、イギリスでは逆に、そういう縦の資金の流れをつくるよりは、市民社会の間で寄付を促進させる、特に貴族などを中心としたジェントルマンの財産を公益的なものに使っていく、そのような仕組みの方が公益をよりよく実現することができるという発想があります。現在では、ジェントルマンは没落しましたが、最近のチャリティ法の改革でも一般市民にまで寄付文化を推進しています。不思議なことに、フランスでは、そういった文化に警戒感がなおも残っているのですね。

それから、公的資金の投入ですが、いろいろな団体にびっくりするような活動にも資金投入しています。たとえば、吹奏楽団みたいなものをつくると、国や県から楽器を買うのに当たって半分くらいお金が補助されるような仕組みが、アソシアシオン法ができる前に慣行としてありました。そのくらい、市民の余暇活動というものを国家が促進・支援していました。フォーコー的な視点から見れば、そのような介入によって生一権力が発現され、個々の身体を健全なものに規律化していこう発想だったのかもしれませんが。いずれにせよ、日本人からすれば、プライベートな領域に属すると思われるようなものが、国家によって支えられて当然であるというような感覚がフランスにはあります。その辺の文化形成もアソシアシ

オンへの贈与制限と無関係ではないと考えています。

それから、公益性が承認されるアソシアシオンの公益性承認の基準についてですが、それはきわめて曖昧なものでした。荻谷さんは軍人の同期会や同窓会と慈善団体が同一のものに置かれているのはおかしいという話をされたけれど、むしろ同窓会的なものが公益性承認を受けたり、たとえば、旧貴族の友の会みたいなものが公益性承認を受けて、いろいろな寄付などを集めたりしているような例があります。他方で、慈善団体などは本来、いろいろな寄付などを受けて事業を拡大して行かなければいけないのですが、調べた限りでは、公益性承認を受けた慈善団体とか社会福祉事業団体というのは実に少ないのです。

ただ、判例でも、寄付を行うということについては、徐々に容認していくような姿勢であったし、ヤミで寄付が行われてもそれを厳しく取り締まるということはなかったわけです。しかし、そうとはいえ、公益性承認の基準が不明確でその手続も煩雑なので、公益性承認の非営利法人制度は、機能不全にあり、そこだけは改革しなければという議論になっています。

それから、アソシアシオンに公共的役割を担わせるという現代の方向は、国家責任の放棄になりかねないのではないかという質問ですね。1980年代以降は、本書で描いたような国家が公共の事柄を中心に担っていくというモデルとは、やや違う国家モデルが模索され始めました。神の摂理のように国家があらゆる社会問題を把握し統制できるというのは、無理ではないか、という議論が、市場のポテンシャルを重視するリベラル右派からだけではなく、ロザンバロンのように社会党のブレンだった人からも提起されるようになってきます。市民社会のポテンシャルというものを促進する、そういう道具としてアソシアシオン法の役割というのが再評価したのが、アソシアシオン法制定百周年です。そのような方向が国家責任の放棄になるのでは、というジャコバン主義的な国家像に固執する人はあまりいません。むしろ、新たに変容している国家—市民社会の関係を適切に現すモデルをどのように示すべきか、というのが現在のフランスの民主主義の課題とも言えます。ロザンバロンは、このような課題を探究していますが、私も、そのような変容がどのようなものなのか、新たなモデルの中にもフランス的伝統はなおも指摘できるのか、という問いを都市環境法や都市改善政策の領域で研究しています。

司会 ありがとうございます。せっかくの機会ですので、フロアを含めての議論にいきたいと思います。フロアから何か質問があればお願いしたいと思いますし、コメントーターの先生方も、何か高村先生のリプライから、また一歩突っ込んで議論したいところがあれば、改めてご提示いただければと思います。

重森臣広 申し訳ないことに高村先生の本はまだ読んでいなくて、今日は予習のつもりで出てきました。先ほどコメントーターの方々のお話を聞きながら、これはぜひ読まなければという思いを強めています。非常におおざっぱな質問で申し訳ないのですが、荻谷さんの質問にもあるのですが、アソシアシオンの実質的存在、存在の私性というか、これは法律学なのか社会学なのかわかりませんが、そちらのほうではどういうふうに定義されているのでしょうか。

というのは、ちょっと聞いていて思ったことは、フランス革命期の国家理論というのは契約説ですよ。そうすると、国家と個人がというより、個人と個人が契約して国家をつくりあげる。ようするに、個人は、国家設立契約の当事者なのですね。

一般に、非常に優先順位の高い契約の当事者であるものが、別に何か他の契約を結ぶ時には、そこに契約当事者としてのさまざまな制限を受けるのだと思うのです。そうすると、仮に国家のメンバーであるということがひとつの優先的契約によって確立しているのだから、それと同等の契約によって別の団体のメンバーであるということには、論理的にはならないですよ。

そうすると、契約論のロジックそのものが初めから、国家以外の団体の公共性という公益性みたいなものを初めから封殺するようなロジックになると思うのです。そう考えてみた時に、アソシアシオンが私的な存在であるという場合の定義の話なのですが、それは単に、たとえば弱く定義して、国家ではないという程度の意味なのか。それとももう少し強く定義して、自由とか自立というような契機を含んだような意味で「私的存在だ」というふうに考えてよいのか。

私は契約論のロジックからすると、弱い定義にしかならないような気がするのです。だから、私的な存在という点も、言ってみればこれは「国家ではない」という程度の意味合いで、優先的な国家設立契約の枠内にある団体ですから、ある種、準公的な性格を持っていると。しかし、その準公的な性格というのは、専ら国家のほうが

条件づけたりということが論理的にはあるのだと思うのです。そうすると、公的資金を投入するということについてもほとんど問題にならないというような感想なのですが、そのあたりはどういうふうにと考えたらいいのでしょうか。

高村 非常に本質的な問題提起ありがとうございます。まず、アソシアシオンの私性を法律学でどう定義するか、という点ですが、本書の位置付けだと、つまりアソシアシオンというのは民法の契約法をベースにつくられたものであるので、私法の基本法の民法典の定める他の契約類型と性格上、変わらない私的契約である、よって、その私性が強いという議論になります。

もちろん、他の国でも、民法典の中に非営利法人制度を持つ国もあるのですが、契約法の一範疇に団体を位置付けるというふうを考えるのはフランスだけです。つまり、一般には、団体設立契約は、契約といえばそうなのですが、普通の契約と異なる合同行為であると考えられていて、個人と個人が契約を結ぶ、そういう束の総和として団体があるのではなく、団体設立者達の合同意思の存在を前提とします。しかし、フランス的な契約のメタファーだと、諸個人を超越した団体の固有意思とか、団体の固有存在性というのを認めない。結局、団体というのは個人個人の束にばらせるのだという、こういうロジックを取るのです。

これに対してドイツなどは特にそうですが、団体設立は合同行為であって、創設すると、そこに固有の団体意思というものが生まれるので、諸個人を超越して団体が固有の意思決定システムを備えて自律していくという、こういう世界を認めるのです。

これは法律上どう定義するかという話であって、実際の機能としては、ドイツの非営利団体とフランスの非営利団体が法律上の定義が違うから、実態としてフランスのアソシアシオンは個人が好きなことを言うとすぐに解散して、ドイツはずっと永続するとかいうことはありません。実際の機能にはあまり違いがないのですが、建前の世界としてそういうロジックの違いがあるのです。それは、つまり合同行為的な見方からすれば、アソシアシオンは、個人と個人の契約から出来るのは、創設時だけであって、その後は、団体対個人の契約、それも対等ではない附合契約という形式を取るという風に法律学では整理されます。

それから、二つ目の論点です。社会契約論は、国家以

外の団体結成については、そもそも制限する論理を内在していたのではないかという点ですね。このような見方を展開した人として自由主義者のレドレルの議論を本書では紹介しました（本書112頁）。ただ、こういった議論をしたのは、レドレルだけで、それほどメジャーな議論にはならなかったです。また第三共和政も、もちろん社会契約説の立場に立つのですが、その当時は、革命期のように個人と個人が国家を契約で創設するのだ、というそういう原始的状态＝フィクションを観念することがなくなっていきます。第三共和政では、社会契約説を維持しつつ、国民が国家創設行為に参加していないという矛盾を隠すために、「準契約 quasi-contrat」という言い方がよくなされました。すなわち、フランスに生まれ落ちた以上は国民国家の構成員であって、契約を交わしたものと見なす。契約なのだけど、交わしたものと見なすのだというようにして意思の契機をフィクションで隠します。そのようなフィクションを作った上で、国家の構成員が、制定に参加していない国家の憲法に従う義務、それによってつくられた法規に従う義務、社会連帯の負担を負う義務を説明しました。よって、「準契約」というフィクションで契約説を維持しつつ、そもそも合意していない事項への拘束義務を導いたのです。その意味で、国家は、特別な団体であった。アソシアシオン法の立法者のワルデック・ルソーは、その辺の国家の特殊性をよく認識しており、アソシアシオンを契約とするなら、国家も同様に契約的に説明されなければ、という反論を退け、国家は、特別な団体と言い切ったのです。

司会 もうお一方くらい、いかがですか。

中倉 コメントをうけての質問なんですが、集団に対し、契約と制度という二つの違う概念で捉える観点があって、中間集団にもそういう特性があったという認識で大丈夫でしょうか。となると、先ほどの共済組合がアソシアシオンであるということは、つまり、契約として理解してよしいということなのでしょう。それとも、制度として理解したほうがよいのでしょうか。

高村 そこは難しいところなのですが、一般的に共済組合とか職業組合、労働組合の団体の定義の仕方と、アソシアシオンの定義というのはやはり違って、どちらかという制度的色彩が職業組合や共済組合には強いんです。

中倉 では、共済組合というのはアソシアシオンではないということですか。

高村 そこは、厳密に言うところとちょっとややこしくなりま

す。非営利の一般法としてアソシアション法があって、その特別法として共済組合法とか職業組合法とかが立っている構造になります。よって、共済組合を共済組合法に基づいて設立せずに、アソシアション法に基づいて設立するということができます。ただ、共済組合法のいろいろな特権がもらえないということになります。なので、あらゆるフランスの団体のベースは契約です。会社も、ベースは契約なのです。営利組合 *société* という組合契約をベースにしています。

日本では、組合契約というのは、会社とは別立てで、一時的な結合なのですが、フランス法では、ベースは組合契約で、その上に商法典の会社制度があるという仕組みを採っています。非営利についても、ベースがアソシアション契約ですが、その上に、職業の利益とか社会的なリスクに対抗するとか、そういう利益を担う団体については、アソシアション一般よりも、どちらかというと公共的、社会的な価値があるので、それを制度として定

義しているのです。例えば、職業組合は、その構成員の利益を代表しているだけではなく、そこに集まっている諸個人を超えて、その職業一般の利益を代表しているのだという構成を取ります。職業組合の団体訴権などがその典型例です。

中倉 ありがとうございます。よくわかりました。また個人的には、これまで、デュルケムが社会学を制度についての学だとしているニュアンス、つまり集団と制度の関係性がうまくつかめていなかったのですが、高村先生のお話を伺って、ヒントを頂いた気がします。

司会 では、だいぶ時間も過ぎてしまったので、残念ですがこのあたりで終わりたいと思います。

高村 今日はありがとうございました。

司会 では、研究会はこれで終わらせていただきます。

*本記録は、2007年10月19日に政策科学研究会にて行われた研究会の様子を再現したものである。